

実現可能性なども踏まえた上で、廃止、他の手法への移行を含めた検討を行うこととする。

(2) 直接融資業務

直接融資は独立行政法人の融資等業務の中心となるもので、平成 16 年度末現在における融資残高は約 10 兆円規模で、政策金融機関の約 90 兆円の 9 分の 1 となっている。

政策金融機関の場合は、特に融資の原資が財政投融資資金であるものにあつては、その償還を考えれば、回収の見込みが低いものに対する融資が難しい面があると考えられる。一方、独立行政法人の融資の原資は財政投融資資金以外の資金（出資金、補助金等）もあり、その場合には、営利性の低い者等に対しても政策上の必要性に応じた融資が行われる。その際の融資条件についても政策的に利率を抑えたり、融資の期間が長期である、据置期間があるなど相対的に政策金融機関以上の条件が付される場合が多い。

こうした中でも、市場原理を極力導入して資金の調達、融資等の効率化を図ることが重要であることから、独立行政法人の融資業務はできる限り民間金融機関の補完に徹するとともに貸付金・借入金等の資産・債務のスリム化を図ることが適当である。

独立行政法人が行う融資業務の中には、リスク評価が十分に行われず貸付金の回収率が低いものや、融資に対し他の機関からの債務保証等が行われ債務保証実施機関への安易なリスク移転が行われる可能性があるなどリスク管理に課題があると考えられるのがみられる。さらに融資条件が政策的に決定されるとはいえ、効率性の観点からは、融資条件面においても金融判断が加えられることが望ましい。

したがって、以下のような視点から検討を行うこととする。

- ① 民間金融機関の補完に徹するとともに、資産・債務のスリム化を図るため、個別の直接融資業務において、部分債務保証、証券化、間接融資等への切替えが可能であるか検討し、可能な限り直接融資から撤退する。

なお、部分債務保証等への切替えに際しては、政策目的達成のための手法としての有効性、効率性を比較検討する。

- ② 金利等の融資条件の設定に当たって、政策コストを最小限のものとする観点から、できる限りの確な金融判断が可能となるような仕組みを検討する。このため、貸付先の特性やリスクの程度を考慮して融資条件を弾力的に変える仕組みとする。
- ③ 独立行政法人が行う直接融資に対し、他の機関から債務保証等が行われる場合には、当該独立行政法人が融資先から直接資金の回収ができていないか等を把握し、当該債務保証等を行うことで融資先のモラルハザードを誘発する結果になっていないか点検する。

④ リスク評価を適切に行うとともに貸付金の回収率の向上を図る。

(3) 債務保証等業務

債務保証及び保険（以下「債務保証等」という。）は、政策目的達成のため特定の対象者（例えば、中小企業者、農林漁業者など）が債務不履行に陥った場合に支払承諾を行うものであり、独立行政法人は債務保証等を行うことにより、特定の対象者に対して直接融資を行う代わりに、民間金融機関等から特定の対象者に対する融資を実行させ、実質的に資金融資を行ったのと同様の経済的効果を生じさせることができるものである。この場合、独立行政法人は対価として保証・保険料を徴収するのが一般的である。

債務保証等が行われている場合、保証・保険割合等が高いと融資機関が十分な審査を行わない恐れが高くなると考えられるが、独立行政法人の債務保証等業務をみると政策的な配慮などから保証・保険割合が極めて高く設定されるものが多い状況にある。また、保証・保険料は、債務保証等業務を継続的に収支相償のものとして実施するためには、代位弁済のリスクを勘案しながら決定されるべきものであるが、政策的に低い水準に設定されているものもみられる。さらに保証等引受の審査が有効に機能せず、保証残高等に占める正常先以外への保証の割合が著しく高くなっているものがみられ、当該業務の収支をみても代位弁済が多い一方、代位弁済を行った場合の求償権の行使による回収が困難であることもあって恒常的な支出超過が生じているものがみられる。

したがって、債務保証等業務の見直しに際しては、被債務保証者等のモラルハザードの防止や逆選択の回避及び的確な金融判断発揮の観点から、保証割合等の引下げ、中長期的に収支が均衡するよう保証料等の適正化を図る余地がないか検討を行うとともに、審査の厳格化、回収率の向上など債務保証等業務の収支の改善に資する検討を行うこととする。

(4) 利子補給業務

利子補給は、定率補助など契約や制度に基づいてあらかじめ定められた一定の利子部分についての事実上の補助金（助成）であると考えられる。

利子補給業務の実施状況をみると、近年の低金利を反映して各業務において実績はほとんどない状況にある。このような状況下において引き続き利子補給業務を実施する場合は、金融市場原理に基づく金利設定を超えてまで低利化を行う政策的必要性を検討しつつ、国の財政負担の増加を招かないようにするためにも、利子補給の対象となる融資等自体に民間金融機関のリスク評価が十分働いているかどうかを点検し、政策的な必要性の減少した業務について廃止できないか検討を行うほか、対象の見直し、利子補給の補助要件（補助割合、期間、上限等）等の妥当性などの検討を行うこととする。

4 業務運営の見直し

独立行政法人は業務運営の効率化が求められており、融資等業務を行う場合にあっては、融資等の直接コストや人件費、物件費等の間接コスト各々の効率化が重要である。独立行政法人が行う融資等業務をみると次のような状況がみられる。

- (1) 融資等業務に係る財務情報は他の業務の財務情報と区分して管理・公表することが重要であるが、融資等業務の直接・間接のコストやリスク情報を含む財務情報が勘定区分やセグメント情報として十分に作成・公表されていない。このため、リスク評価や業務運営の効率化の評価が困難となっている。
- (2) 公表されている財務情報を基に融資等業務の効率性をみると、経費率（経常費用／貸付金残高）や人件費率（人件費／経常費用）が高いなど高コスト状態にある法人がみられる。
- (3) 融資等業務の効率化等の具体的な指標が中期目標等に明記されておらず、マネジメントの評価が困難なものがみられる。

したがって、i) 融資等業務ごとのコストやリスク情報を含む財務情報の開示の徹底、ii) 融資等の業務コストの低減化を図るため、実施組織の集約化を含む体制の見直し、iii) リスク債権管理、審査機能、回収機能等金融機関として不可欠な機能の強化に向け、民間金融機関等の専門性を活用しつつ業務の効率化を図るため、外部委託の積極的推進、iv) 経営責任の明確化、v) 自己評価や監査の充実について検討を行うこととする。

平成19年7月11日

独立行政法人の見直し等に関する当面の取組方針

一「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に 関する当面の取組方針」(政策評価・独立行政法人評価委員会決定)一

独立行政法人制度では、第三者による厳格な事後評価や、組織・業務全般の定期的な見直しにより、法人の業務運営を不断に改善・効率化することが重要です。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長)は、各府省における独立行政法人の評価や見直しについて、全政府的な立場から検討を加え、評価し、必要に応じて勧告や意見を述べることにより、その評価や見直しの客観的かつ厳正な実施の確保に取り組んでいます。

このような取組の一環として、本日、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成19年度以降当面の評価や見直しの方針を、各府省における評価や見直しの視点としても役立てられるよう、取りまとめ、決定いたしました。

取組方針の課題認識

独立行政法人制度

(平成13年導入)

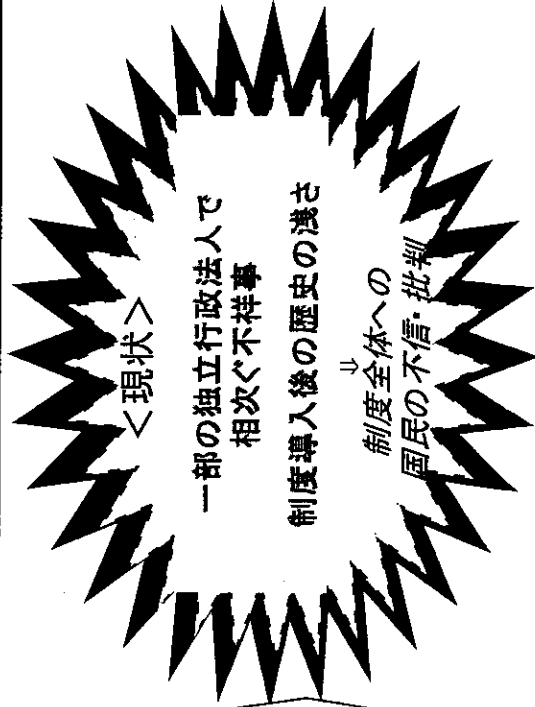
独立行政法人とは？ 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手

経営の特徴は？ 民間企業的な経営手法による業務の効率化を可能とするため、業務・財務運営、人事等での自主性、自律性を確保

経営のチエックは？ 財務諸表等経営情報の公開
政府による厳しい事後チエック

① 3～5年の中期目標期間終了時の事務・事業の見直し
② 毎年度の業務実績に対する事後評価

しかしながら



厳格な事務・事業の見直し、業務実績に対する事後評価の徹底による独立行政法人の業務運営の更なる改善・効率化



独立行政法人評価の課題
(当委員会の役割)

それを通じた制度への信頼の確立

取組方針の内容

I 事務・事業の見直しの方針

(1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- 行政減量・効率化有期者会議、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会等と連携する。 → P.7
- 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

II 毎年度の業務実績の事後評価の方針

(2. 業務実績評価に関する当面の取組方針)

- 各府省の独立行政法人評価委員会による評価の質の更なる向上を支援
- 国民の目線で厳しい指摘

<アクション>

- 以下のような評価に重点を置く

- I 以下の事務・事業の見直しに
 - ✓ 国の政策や社会情勢の変化に対応した重点化、効率化が行われているか
 - ✓ 独立行政法人という組織形態や当該法人で行う必要があるか。
- II 財務内容や主要な業務・事業
 - ✓ これまでの業務実績評価の実績等を踏まえて整理した、欠損金・剰余金・リスク管理債権、資産管理、人件費、給与水準、随意契約、内部統制等12の視点について適切にチェックしているか。